

最近の記事

<< 2012年09月16日のつぶやき | TOP

(09/21) 柿の種の袋 (パッケージ) で訴訟提起されたそうです。調べると、争う気持ちはわかりません。

(09/17) 2012年09月16日のつぶやき

(09/17) 改正著作権法メモ コピープロテクト関係 (暗号解除が追加)

(09/03) フォルクスワーゲン新車のデザインは好き

(08/29) 2012年08月28日のつぶやき

カテゴリ

- 日記(2)
- 知財おもうがままに(6)
- 略語 (知財・技術) (2)
- 注目の技術(0)
- 業務(0)

リンク集

- 家庭用品修理士隊
- ツイッター
- @yazawa_kiyoshi
- GS法人 (技術士さいたま)
- 知財よろずや

最近のコメント

過去ログ

- 2012年09月(4)
- 2012年08月(6)

検索ボックス

<< 2012年09月 >>

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						



Yazawa_kiyoshi

改正著作権法メモ コピープロテク

2012年09月21日

● 柿の種の袋 (パッケージ) で訴訟提起されたそうです。調べると、争う気持ちはわかります。

朝のテレビ番組を見ていたら、有名なお菓子メーカーが、柿の種のパッケージデザインで訴訟を起こしたとのこと。



2012年9月20日 テレビ朝日「モーニングバード」8:58の映像を写真で引用

原告の被告製品に似ていることを抗議したところ、被告は当初のパッケージから、ピーナツと柿の種のキャラクターを外して販売したということです。しかし、全体が似ているので、なお抗議したものの、受け入れられず訴訟となったということです。

身近な例ですので、調べてみました。

特許庁のIPDL (特許電子図書館) で商標登録を調べます。



第1391399号

すると、「柿の種」という言葉自体は、古くからあるようで、他社でも同様の言葉が登録されています。

では、原告はどのような登録商標を有しているのでしょうか。

原告に係る登録商標



第3324260号



第3270881号



第4595031号



第4991188号

ト関係（暗号解除が追加） <http://t.c>

11:43 AM Sep 17 Tweet Button から
エスプレッソダを飲んで。これはおいしい。炭酸コーヒーを特許公報で調べて

10:24 AM Aug 29 Tweet Button から
この夏の後悔、浅草サンバカーニバルに行き忘れたこと。

Twitter ブログパーツ

矢澤行政書士事務所
行政書士矢澤清志
〒130-0002
東京都墨田区業平 1-7-10-404
Tel.03-3621-2459
Fax.03-3621-2492



第4991187号

原告が実際に販売している商品は、登録商標を組み合わせた形のパッケージデザインです。



亀田の柿の種®袋詰フレッシュパック



亀田 柿の種 110g

原告が問題視している、被告のパッケージですが、テレビでのデザインと、ネットで調べられる製品とでは、違いがあります。

テレビでは「柿の種」と記されているのですが、ネットでは「柿ピー」となっているものがあります。

（テレビで示されたものと同じデザインではありません。テレビでは、キャラクターを外したと言っていました。）



<http://www.miyata-net.co.jp/catalog/list.php?keyword=%E6%9F%BF>

商品リスト | 商品カタログ | お菓子の総合会社「株式会社宮田」より商品画像を引用

また他社販売の一般的な柿の種も調べてみます。



他社の商品を見ていると、原告と被告の商品デザインとの比較の目ができてきます。つまり、細かな点がわかってきます。

ここで、訴状の内容がわからないので、問題視しているデザインが、冒頭のテレビ放映のデザインとした場合の共通点を列記してみます。

- (1) 柿の種という文字が横書き
- (2) 柿の種の文字の上に青字
- (3) 柿の種の文字色がどちらも柿色で、白枠背景
- (4) 袋の左右に、柿色の帯
- (5) 柿の種の文字より下が透明になっていて、内容が見える

以上の共通点は、他社製品には見られません。

そうすると、類似性は高いということになるかもしれません。

争点の根拠法は商標法と、不正競争防止法でしょう。

当商品とは関係ありませんが、近隣他国において、類似の商品を出すことがあたりまえのようになっていることが報道される中で、日本側は有効な対策も打てない状況があります。

とはいえ、日本ではそのような知財軽視意識が許されて良いわけがありません。

今回の件では、一見すると似ていないようにも思えます。テレビでのコメンテーターも商標権に触れないのなら、問題ないのではといったコメントをして、スタッフから「商標権はあるようです」といったやり取りがありました。しかし、良く分析すると類似点が多く、被告品のデザインを変えて欲しいという原告の持ちもわかります。あとは、一般消費者が実際にどのように混同したかという例が必要なかもしれません。意識高揚のためにも、どこまでの類似がゆるされるのかの納得できる判断を仰ぎたいものです。

▼戻る [知財おもうがままに](#) ▲次へ 行政書士 矢澤清志



posted by IPWO at 13:10 | [Comment\(0\)](#) | [知財おもうがままに](#)

この記事へのコメント

コメントを書く
お名前: [必須入力]

メールアドレス:

ホームページアドレス:

コメント: [必須入力]

[▲ ページのトップへ戻る](#)

[| HOME |](#) [知財思うがままに](#) | [注目の技術](#) | [略語集](#) | [リンク](#) | [お問い合わせ](#) | [業務](#) | [ブログ](#) |

Copyright © 2012 IPWO Yazawa Kiyoshi All Rights Reserved.



TM

TimeMark

知的創造物・思想の存在日時を証明します。

コンピュータによる暗号化・世界標準時刻付与の技術を
国家資格者である行政書士が付与した。

この堅牢な証明力は、創作者に安心と、
さらなる創造とをもたらすことでしょう。

タイムスタンプ

付与者

行政書士 矢澤清志 登録番号第03081292号
〒130-0002 東京都墨田区業平1-7-10-404
電話 03-3621-2459 <http://ipwo.jp>